

りょういくてちょう も みな さいみまん かた
療育手帳をお持ちの皆さまへ(18歳未満の方へ)

しんがた かんせんしょうたいさく かか
新型コロナウイルス感染症対策に係る
りょういくてちょう こうしんてつづ とりあつか あんない
療育手帳の更新手続きの取扱いについて(ご案内)

おおさかふ こ かてい さいみまん かた りょういくてちょう はんてい じっし げんざい はんていぎょうむ
大阪府の子ども家庭センターでは、18歳未満の方の療育手帳の判定を実施しています。現在も判定業務を
おこな してはいますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から療育手帳の次の判定年月を1年間延長
することができます。

たいしょうしゃ
1 対象者

りょういくてちょう つぎ はんていねんげつ れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ
療育手帳の次の判定年月が令和2年3月から令和3年2月までの方

えんちようきかん
2 延長期間

ねん つぎ はんていねんげつ れいわ ねん がつ かた れいわ ねん がつ
1年(次の判定年月が令和3年2月の方は令和4年2月までとなります。)

てつづ
3 手続き

- えんちよう えんちよう かどまししょう ふくしか しんせい ひつよう
延長には、門真市障がい福祉課への申請が必要です。
- りょういくてちょうつぎ はんていねんげつえんちようしんせいしよ りょういくてちょうこうしんしんせいしよ ひつよう かどまししょう ふくしか
「療育手帳次の判定年月延長申請書」と「療育手帳更新申請書」が必要です。門真市障がい福祉課に
れんらく
連絡してください。

えんちようご はんてい
4 延長後の判定について

- つぎ はんていねんげつ えんちよう かた えんちようご きじつ ま きぼう おう はんてい めんせつ おこな
次の判定年月を延長した方につきましても、延長後の期日を待つことなく、ご希望に応じて判定、面接を行
うことができます。
- はんてい きぼう かた よやく かくこ かてい と あ
判定を希望される方のご予約については、各子ども家庭センターへお問い合わせください。
(はんていじ きま よやく こんざつぐあい きぼう そ ばあい
判定時期については、予約の混雑具合により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承
ください。)
- はんてい じっし ちやくよう しょうどく めんせつしつない ひまつかんせんぼうしたいさく こう
判定の実施にあたっては、マスク着用や消毒、面接室内の飛沫感染防止対策を講じています。
らいしよじ かんせんぼうし りかい きょうりやく ねが
来所時には、感染防止にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

と あ れんらくさき
<お問い合わせ・ご連絡先>

あんない こうしんしんせい えんちようしんせい えんちようしよめい かん
・このご案内、更新申請、延長申請・延長証明に関すること

かどまししょう ふくしか でんわ
門真市障がい福祉課 電話 06-6902-6154 ファックス 06-6905-9510
かどましなまち
〒571-8585 門真市中町1-1

はんてい はんていよやく かん
・判定、判定予約に関すること

おおさかふちゆうおうこ かてい しよざいち ねやがわし いくせいしえんだいにか
大阪府中央子ども家庭センター(所在地:寝屋川市) 育成支援第二課
でんわ
電話 072-828-0161